



山形県公報

平成22年8月27日(金)
第2172号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) …939
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) …940
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) …同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) …941
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) …同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) …同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) …942
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) …同
- 県道の供用の廃止……………(同) …943
- 県道の供用の開始……………(同) …同
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) …同
- 同……………(同) …同
- 県証紙売りさばき人の変更……………(会計局) …944
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(同) …同

### 労働委員会関係

#### 告 示

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による告示……………945

### 公 告

- 平成22年度毒物劇物取扱者試験の実施……………(保健薬務課) …946

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第712号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成22年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------|---------------------|------------|
| 奥 山 歯 科 医 院         | 寒河江市八幡町1-3          | 平成22. 6. 1 |
| ア ー チ 調 剤 薬 局 酒 田 店 | 酒田市本町三丁目6番35号       | 同 7. 1     |

|           |                |   |
|-----------|----------------|---|
| ライラック調剤薬局 | 酒田市相生町一丁目6番26号 | 同 |
| 宮内まっちゃん薬局 | 南陽市宮内4545番地1   | 同 |

## 山形県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日      |
|------------|-----------------|------------|
| 田嶋歯科医院     | 東根市中央三丁目15番35号  | 平成22. 5. 9 |
| 奥山歯科医院     | 寒河江市八幡町1-3      | 同 5.29     |
| エコー薬局      | 山形市あこや町二丁目2番34号 | 同 5.30     |
| アーチ調剤薬局酒田店 | 酒田市本町三丁目6番35号   | 同 6.30     |
| ライラック調剤薬局  | 酒田市相生町一丁目6番26号  | 同          |
| 宮内まっちゃん薬局  | 南陽市宮内4545番地1    | 同          |

## 山形県告示第714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

小松胃腸科内科クリニック  
山形市吉原二丁目4番19号

## 2 届出の内容

| 指定医療機関の所在地    |               | 変更年月日      |
|---------------|---------------|------------|
| 変更前           | 変更後           |            |
| 山形市柳原76（46-9） | 山形市吉原二丁目4番19号 | 平成17.12.19 |

**山形県告示第715号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成22年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地        | 指定年月日       |
|--------------|--------------------------------|-------------------|-------------|
| もも太郎さん（たてやま） | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 山形市蔵王成沢字町浦461番地17 | 平成22. 7. 22 |
| もも太郎さん（成沢）   | 小規模多機能型居宅介護                    | 山形市蔵王成沢字町浦461番地17 | 同           |

**山形県告示第716号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称  | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地  | 廃止年月日       |
|------------|--------------------------|-------------|-------------|
| アーチ調剤薬局    | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 鶴岡市上畑町5番73号 | 平成22. 6. 30 |
| アーチ調剤薬局泉町店 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 鶴岡市泉町8番70号  | 同           |

**山形県告示第717号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
アースサポート酒田  
酒田市末広町5番2号
- 届出の内容

| 指定介護機関の名称                   |           | 変更年月日      |
|-----------------------------|-----------|------------|
| 変更前                         | 変更後       |            |
| アースサポート株式会社<br>酒田在宅サービスセンター | アースサポート酒田 | 平成22. 7. 1 |

## 山形県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年8月27日から同年9月9日まで縦覧に供する。

平成22年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 広幡窪田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|--------------------------------------------|------|------------------------|-------------|
| 米沢市広幡町小山田1073番1から<br>同 六郷町西藤泉字上川原参372番11まで | 旧    | 22.6 メートル<br>}<br>16.5 | メートル<br>764 |
| 米沢市広幡町小山田1093番3から<br>同 六郷町西藤泉字上川原参373番1まで  |      | 19.0 メートル<br>}<br>7.4  | メートル<br>585 |
| 米沢市広幡町小山田1073番1から<br>同 六郷町西藤泉字上川原参372番11まで | 新    | 22.6 メートル<br>}<br>16.5 | メートル<br>764 |

## 山形県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年8月27日から同年9月9日まで縦覧に供する。

平成22年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東沼長沼余目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|-------------------------------------|------|------------------------|-------------|
| 東田川郡庄内町茗荷瀬字上谷地49番から<br>同 字北谷地83番1まで | 旧    | 16.6 メートル<br>}<br>16.0 | メートル<br>166 |
| 同 上                                 | 新    | 16.6 メートル<br>}<br>16.0 | 同 上         |
| 同 上                                 |      | 14.0 メートル<br>}<br>11.0 | メートル<br>197 |

**山形県告示第720号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年8月27日から同年9月9日まで縦覧に供する。

平成22年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 東沼長沼余目線（341号）
  - 2 供用廃止の区間 東田川郡庄内町茗荷瀬字上谷地49番から  
同 字北谷地83番1まで
  - 3 供用廃止の期日 平成22年8月27日
- 

**山形県告示第721号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年8月27日から同年9月9日まで縦覧に供する。

平成22年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 東沼長沼余目線
  - 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町茗荷瀬字上谷地49番から  
同 字北谷地83番1まで
  - 3 供用開始の期日 平成22年8月27日
- 

**山形県告示第722号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市浜中地域
  - 2 公共測量を実施する期間  
平成22年7月17日から同年10月29日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（一般国道112号空中写真測量図化）
- 

**山形県告示第723号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砂防事業者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡大蔵村大字赤松地域
  - 2 公共測量を実施する期間  
平成22年8月3日から同年9月30日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（砂防計画）
-

山形県告示第724号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年 4月県規則第34号）第14条第 1項の規定により、証紙の売りさばき人の変更を次のとおり承認した。

平成22年 8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売 り さ ば き 人                    |                        |                               |                           | 売 り さ ば き 所<br>の 所 在 地 | 承 認<br>年 月 日    |
|--------------------------------|------------------------|-------------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------|
| 変 更 前                          |                        | 変 更 後                         |                           |                        |                 |
| 名 称 及 び 代 表 者<br>氏 名           | 所 在 地                  | 名 称 及 び 代 表 者<br>氏 名          | 所 在 地                     |                        |                 |
| 東根市農業協同組合<br>代表理事組合長<br>高橋 榮基  | 東根市大字東根<br>甲1390番地の 1  | 東根市農業協同組合<br>代表理事組合長<br>高橋 榮基 | 東根市大字東<br>根甲1390番地<br>の 1 | 東根市大字羽入<br>1793番地      | 平成<br>22. 8. 13 |
| 神町農業協同組合<br>代表理事組合長<br>遠藤 庄太   | 東根市神町中央<br>一丁目 8 番 1 号 |                               |                           | 東根市神町中央<br>一丁目 8 番 1 号 |                 |
| 山形東郷農業協同組合<br>代表理事組合長<br>滝口 修一 | 東根市大字野川<br>1325番地      |                               |                           | 東根市大字野川<br>1325番地      |                 |

山形県告示第725号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中

|   |       |                    |   |      |
|---|-------|--------------------|---|------|
| 〃 | 上山支店  | 上市市十日町 4 番 9 号     | 〃 | 上山支店 |
| 〃 | 上山南支店 | 〃 河崎一丁目 1 番<br>23号 | 〃 | 〃    |

を

|   |      |                |   |      |
|---|------|----------------|---|------|
| 〃 | 上山支店 | 上市市十日町 4 番 9 号 | 〃 | 上山支店 |
|---|------|----------------|---|------|

に改める。

別表第 6 中

|   |                    |   |                      |    |   |   |
|---|--------------------|---|----------------------|----|---|---|
| 〃 | 大字鳥越字南沢山<br>神沢2080 | を | 最上郡舟形町舟形273<br>番地の 1 | に、 | 〃 | を |
| 〃 | 大字泉田字泉田 2<br>番地    |   | 新庄市大字泉田字泉田<br>2 番地   |    | 〃 |   |

宮内支店

|   |       |
|---|-------|
| 〃 | に改める。 |
| 〃 | 南陽支店  |

**附 則**

この規程は、平成22年10月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は同年9月27日から、別表第6の改

正規定中 「宮内支店」 を 「南陽支店」 に改める部分は同年10月12日から施行する。

**労働委員会関係**

**告 示**

**山形県労働委員会告示第2号**

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり平成22年8月19日認定した。

なお、平成20年8月29日山形県労働委員会告示第1号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく非組合員の範囲の認定）は、廃止する。

平成22年8月27日

山 形 県 労 働 委 員 会  
会 長 濱 田 宗 一

- 1 地方公営企業等の名称  
県が経営する病院事業
- 2 組合の名称又は表示  
前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

| 勤 務 箇 所                              | 労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者                                                                                                            |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山<br>形<br>県<br>病<br>院<br>事<br>業<br>局 | 局長、県立病院課長、県立病院課経営企画主幹、同課副主幹、同課課長補佐（課長に事故がある場合その事務を代決する者1人及び局の人事、労務又は経理を担当する者に限る。）、同課経営施設専門員、同課管理主査、同課管理係長、同課主査（人事、服務、組織又は給与に関する事務を担当する者に限る。） |
| 山 形 県 立 中 央 病 院                      | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、運営企画主幹、医療企画主幹、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、中央検査部臨床検査主幹、事務部総務課長、同部経営戦略課長、同部医事相談課長                                                    |
| 山 形 県 立 新 庄 病 院                      | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、事務部総務課長、同部医事経営課長                                                                                       |
| 山 形 県 立 河 北 病 院                      | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、事務部総務課長、同部医事経営課長                                                                                       |
| 山 形 県 立 鶴 岡 病 院                      | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤科薬局長、事務部総務経営課長                                                                                              |
| 山形県立がん・生活習慣病センター                     | 所長、副所長、事務局長、事務局次長、運営企画主幹、医療企画主幹、看護部長、同部副看護部長、薬剤科薬局長、事務部総務課長、同部経営戦略課長、同部医事相談課長                                                                |
| 山形県立救命救急センター                         | 所長、副所長、事務局長、事務局次長、運営企画主幹、医療企画主幹、看護部長、同部副看護部長、事務部総務課長、同部経営戦略課長、同部医事相談課長                                                                       |

# 公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成22年 8 月 27 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の日時及び場所

| 日              | 時              | 場 所                          |
|----------------|----------------|------------------------------|
| 平成22年11月11日（木） | 午前10時30分から正午まで | 山形市香澄町三丁目 4 番 5 号<br>山形国際ホテル |

## 2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

## 3 受験手続

受験願書を平成22年 9 月 13 日（月）から同年10月 8 日（金）までの間に、山形市松波二丁目 8 番 1 号健康福祉部保健薬務課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

## 4 その他

詳細については、健康福祉部保健薬務課（電話023(630)2332）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤           | 正           |
|------------|------------|-----|---|-------------|-------------|
| 平成22. 7. 9 | 第2158号     | 794 | 5 | 平成22. 6. 30 | 平成22. 6. 15 |